

新型インフルエンザ等対策業務計画

2026年4月

伊豆急行株式会社

第1章 総則

1. 目的・基本方針

新型インフルエンザ等の感染症が発生すると、従業員等および役員（以下、「従業員等」という。）の感染、感染者の介護、感染を恐れた多数の欠勤が想定され、さらには、利用者の生命、健康および生活にも大きな影響を与えかねない。

本計画は、新型インフルエンザ等の感染拡大防止を可能な限り抑制し、従業員等・利用者の生命および健康を保護することにより、社会経済活動および利用者の生活に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

2. 業務計画の位置付け等

(1) 本計画の位置付け

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年5月11日法律第31号、「以下、措置法」という。）第9条第1項の規定に基づく、「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」であり、政府行動計画および地方公共団体行動計画に基づき、地方公共団体より指定地方公共機関に指定されている当社が作成を義務付けられている。

(2) 本計画の維持・運用

非常時においてより円滑に業務を進行するためには、被害軽減のための対策や本計画をはじめとする各種の具体的な対応計画の策定などの検討と、従業員等に対する教育・訓練の実施、ならびにそれらの実施結果に基づく継続的な見直しが重要である。

したがって、平時において、総務担当部内に設置する新型インフルエンザ等対策会議事務局（以下、「事務局」という。）を中心に、事前の準備、具体的な対応策の立案、ならびに業務計画を実行する組織体制を整備し、継続的に本計画を改善するように努める。

(3) 想定するリスク

従業員等自身の感染のほか、感染者の介護、感染を恐れての欠勤者を見込み、通常運行が困難となる事態。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

1. 新型インフルエンザ等対策の実施体制の検討

(1) 危機管理体制の整備

① 基本方針

利用者、従業員等、その他関係者の安全の確保を最優先とし、あわせて生活および社会経済の安定に寄与する輸送の維持に努める。

② 対策本部の設置

新型インフルエンザ等の感染状況等により必要と認めた場合、新型インフルエンザ等対策本部（以下、「対策本部」という。）を設置する。

③ 対策本部の解散

対策本部において協議・決定事項がなくなったときは、対策本部を解散する。

(2) 平時からの情報収集・共有体制の整備

計画策定および意思決定を行うために、平時から、国等が発信する感染症に関する基本的な情報や新型インフルエンザ等に関する情報および発生時にとるべき行動等、その対策等について情報を収集するとともに、継続して入手できる体制を維持する。

(3) 関係機関との連携

従業員等の感染等により要員に不足を生じ運行計画に支障が出る場合においては、関係機関と連携を取り、運行計画を定める。沿線行政等については、広報により沿線住民への運行情報の周知等の協力を要請するほか、情報提供を受ける。

2. 感染対策の検討・実施

(1) 平時における感染対策の検討

① 準備期（新型インフルエンザ等の発生を覚知する以前まで）

ア 他の機関等との情報共有・訓練実施・連携構築

イ 発症者の入室を防止するため、発熱や咳などの症状のある従業員等は、出勤を控えるよう促すとともに、利用者や訪問者に対しても、その理解を得つつ、感染対策の実施を要請すること

ウ 感染した可能性がある従業員等がいる場合を想定し、マスクや消毒薬等を備蓄すること

(2) 発生時における感染対策

① 初動期（新型インフルエンザ等の発生を覚知後、政府対策本部が設置されて、基本的対処方針が定められ、実行されるまで）

ア ウェブサイトなどにより運行等に関する情報を提供する。

イ 業務計画に基づく事業継続に向けた必要な準備をする。

ウ 感染拡大防止および業務の継続、縮小、一時停止が実行できるよう準備する。

② 対応期（基本的対処方針の策定後、政府対策本部が廃止されるまで）（封じ込め期～病原体対応期）

ア 感染した利用者や従業員等に適切に対応するとともに、業務の縮小、一時停止や従業員等の出勤制限を実施する等、感染拡大防止に必要な対応を実施する。

イ 社会機能維持者として、可能な限り鉄道事業を継続するための必要な対応を実施する。

③ 対応期（対応力高揚期）

ア 優先度の高い業務から順次再開できるよう努める。

イ 小康状態になった場合においても、感染の再拡大に備え感染防止策は継続して実施する。

3. 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(1) 事業継続方針の検討

新型インフルエンザ等のまん延時においても、継続すべき重要業務、列車運行の縮小・休止等を検討する業務等、業務の優先順位を分類する。

(2) 事業影響度、リスク分析および重要業務の特定

必要な重要業務を特定するとともに、重要業務の継続に不可欠な関係機関と必要な新型インフルエンザ等対策について、協議・検討に努める。

(3) 重要な物資等の確保

新型インフルエンザ等の感染拡大防止を目的に、サージカルマスク、薬用液体石けん、アルコール、手指消毒液、ゴーグル、ゴム手袋、足踏みステップ・蓋付ゴミ箱、非接触式体温計などを備蓄し、適切な管理のもと、有事の際の活用にも備える。

(4) 要員・業務計画の立案

新型インフルエンザ等の感染拡大時は、従業員等本人の感染、発症した家族の看護、学校等の臨時休業により保護者が自宅で付き添うことなどから、最大40%程度の欠勤を想定しつつ、感染対策を継続する。

(5) 利用者への対応

利用者に対しては、車内放送、駅サイネージ、ホームページ等を活用し情報を提供する。また、マスク着用、咳エチケット、手洗いの励行、発熱されている方の乗車自粛等の呼びかけを行う。

4. 教育・訓練

(1) 「症状がある場合は自宅療養する」を基本ルールとして、浸透させるよう努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する教育の基礎知識、基本的な感染対策として、発熱・咳等のある従業員等の出勤停止、マスク着用・咳エチケット・手洗い等の実施、外出自粛などの公衆衛生対策等の教育を実施する。

(2) 新型インフルエンザ等対策に対する従業員等の意識を高め、新型インフルエンザ等発生時の従業員等が的確な行動をとれるよう、発生に備えた訓練を実施する。

(3) 出勤時の手洗い・消毒や検温など、新型インフルエンザ等対策業務についての対応訓練を行う。

5. 点検・改善

本計画の内容については、適時点検するものとし、国や地方公共団体等からの情報提供、社会情勢等環境の変化、および訓練の実施状況等を考慮して見直し改善を図る。

以上